

農林水産本省発注者綱紀保持委員会（第20回）議事概要

日 時 令和5年4月21日（金） 13:05～13:15

場 所 農林水産省第1特別会議室

出席者 大臣官房長、大臣官房秘書課長、大臣官房参事官（経理）、大臣官房地方課課長補佐（総務）、大臣官房統計部管理課長、消費・安全局総務課長、大臣官房新事業・食品産業部新事業・食品産業政策課長、輸出・国際局総務課長補佐（総括）、農産局総務課長、畜産局総務課畜産総合推進室長、経営局総務課長、農村振興局総務課長、農林水産技術会議事務局研究調整課長、林野庁林政部林政課長、林野庁国有林野部管理課長、水産庁漁政部漁政課長

概 要

- 1 冒頭、官房長から、各委員に対し、東北農政局の職員が建設業者に非公表情報を教示した事案や関東森林管理局の元職員及び職員の収賄罪事案が発生したことを踏まえ、不適正な事案が一切起こらないようにするため、引き続き綱紀保持に注力することを認識し、それぞれの役割を果たしてもらいたい旨の発言があった。
- 2 令和4年度発注者綱紀保持対策の実施状況について、大臣官房参事官（経理）から報告（資料1）。
- 3 令和5年度発注者綱紀保持対策の実施方針について、大臣官房参事官（経理）から説明し決定（資料2）。
- 4 最後に、官房長から、事務局である参事官（経理）に対し、省内の発注担当職員等には、必要な知識を習得させるための研修等の強化に努め、また、各委員に対し、それぞれの部署で、当省の発注者綱紀保持対策がしっかり機能し、担当職員に法令遵守の重要性が周知徹底されるよう、責任を持って取り組んでもらいたい旨の発言があった。

令和4年度発注者綱紀保持対策の実施状況の報告

1 農林水産本省における発注者綱紀保持研修について

(1) 企画立案担当者研修 (WEB) (参加者数：50名)

地方支分部局等で実施する発注者綱紀保持研修の企画立案担当者に対して、令和4年6月に、下記項目について研修を実施。

〈研修項目〉

- ① 発注者綱紀保持対策に関する講義（講師：大臣官房予算課）
- ② 独占禁止法及び官製談合防止法に関する講義
（講師：大臣官房予算課）
- ③ DVD聴講（各所で視聴）

(2) 農林水産本省発注者綱紀保持研修 (WEB) (参加者数：150名)

農林水産本省の管理監督者及び発注担当職員を対象として、令和4年8月、9月、10月に、下記項目について研修を実施。

〈研修項目〉

- ① 8月実施（48名）
 - ・ 発注者綱紀保持対策について（講師：大臣官房予算課）
 - ・ 独占禁止法及び官製談合防止法について
（講師：公正取引委員会）
 - ・ DVD聴講
- ② 9月実施（50名）
 - ・ 発注者綱紀保持対策について（講師：大臣官房予算課）
 - ・ 独占禁止法及び官製談合防止法について
（講師：公正取引委員会）
 - ・ DVD聴講
- ③ 10月実施（52名）
 - ・ 発注者綱紀保持対策について（講師：大臣官房予算課）
（講師：大臣官房予算課）
 - ・ コンプライアンスについて
（講師：茂木正光行政書士司法書士事務所）
 - ・ DVD聴講

(3) eラーニング (修了者数：4,932名)

農林水産省の全職員を対象として、令和4年11月14日から令和4年12月23日にかけて、①発注者綱紀保持対策、②独占禁止法及び官製談合防止法について、eラーニングを実施。

(4) 退職前研修（参加者数：96名）

農林水産本省の退職予定職員に対して、秘書課と連携し、令和5年3月、①独占禁止法及び官製談合防止法上の禁止行為等を行わないこと、②現役の職員がこれらの法令に違反し刑事罰や懲戒処分の対象とならないよう、正当な入札・契約の手続等を除き接触を行わないことについて、研修を実施。

(5) 会計実務研修等における講義（参加者数：520名）

毎年度実施される一般職試験採用者研修や会計実務研修の中に発注者綱紀保持研修を取り入れ、発注者綱紀保持対策を周知徹底。

- ・一般職試験採用者研修（第1班）
（令和4年4月7日：265名）
- ・一般職試験採用者研修（第2班）
（令和4年4月27日：191名）
- ・会計実務研修（第1班）
（令和4年5月23日：41名）
- ・会計実務研修（第2班）
（令和4年10月26日：23名）

2 地方支分部局等における発注者綱紀保持研修について

本省において実施した研修と同様に、地方支分部局等において実施。
合計 32 機関において、延べ 46,092 名が参加。

(単位：名)

機関名	計	座学研修	eラーニング	退職前研修
(32 機関計)	46,092	28,346	16,949	797
東北農政局	2,872	1,265	1,524	83
関東農政局	2,666	632	1,924	110
北陸農政局	1,422	365	998	59
東海農政局	1,015	132	836	47
近畿農政局	1,565	407	1,104	54
中国四国農政局	2,969	1,525	1,392	52
九州農政局	2,109	393	1,577	139
北海道農政事務所	632	115	491	26
北海道森林管理局	4,575	3,524	1,017	34
東北森林管理局	4,521	3,567	911	43
関東森林管理局	3,914	3,046	868	—
中部森林管理局	8,422	7,816	588	18
近畿中国森林管理局	2,507	1,927	558	22
四国森林管理局	1,483	1,105	366	12
九州森林管理局	3,046	2,264	760	22
北海道漁業調整事務所	34	2	29	3
仙台漁業調整事務所	24	6	17	1
新潟漁業調整事務所	26	2	19	5
境港漁業調整事務所	26	1	23	2
瀬戸内海漁業調整事務所	20	1	19	—
九州漁業調整事務所	74	1	64	9
横浜植物防疫所	529	10	509	10
名古屋植物防疫所	147	14	130	3
神戸植物防疫所	309	67	228	14
門司植物防疫所	131	—	130	1
那覇植物防疫事務所	62	11	47	4
動物検疫所	532	—	522	10
動物医薬品検査所	108	7	96	5
農林水産政策研究所	93	4	84	5
農林水産研修所	58	12	43	3
森林技術総合研修所	106	75	31	—
農林水産技術会議事務局 筑波産学連携支援センター	95	50	44	1

令和 5 年度発注者綱紀保持対策の実施方針について**1 農林水産本省における発注者綱紀保持研修について**

本年度は、研修として、①「地方支分部局等で実施する研修の企画立案担当者を対象とする研修」、②「管理監督者及び発注担当職員を対象とする研修」、③「全職員を対象とする研修」、④「退職予定職員を対象とする退職前の研修」をそれぞれ実施する。

① 地方支分部局等で実施する研修の企画立案担当者を対象とする研修**ア 目的**

研修の企画立案に必要な発注者綱紀保持に関する知識、関係法令等についての知識の幅広い習得を目的とする。

イ 開催時期

令和 5 年 5 月以降

ウ 研修項目

発注者綱紀保持対策、官製談合防止法等に関する講義及び DVD 聴講

② 管理監督者及び発注担当職員を対象とする研修**ア 目的**

発注事務の適正性及び透明性の向上並びに発注事務に係る綱紀の保持を図るために必要な知識を習得させることを目的とする。

イ 開催時期

令和 5 年 7 月、8 月、9 月（3 回実施予定）

1 回 3 時間程度

ウ 研修項目

発注者綱紀保持対策、官製談合防止法等に関する講義及び DVD 聴講

③ 全職員を対象とする研修(e ラーニング)**ア 目的**

発注事務に係る綱紀の保持を図るため、発注者綱紀保持対

策、官製談合防止法等の基礎知識を習得及び再認識させることを目的とする。

イ 開催時期

令和5年11月頃

実施期間1ヵ月

ウ 研修項目

発注者綱紀保持対策、官製談合防止法等に関するeラーニング

④ 退職予定職員を対象とする退職前の研修

ア 目的

国家公務員法に基づく現役職員に対する働きかけ規制、独占禁止法等の遵守を周知徹底することを目的とする。

イ 開催時期

原則として毎年3月に実施

ただし、退職予定職員のうち、退職時期が研修時期と異なることその他やむを得ない理由で退職前研修に参加できない者に対しては、退職前に研修の内容を個別に説明

ウ 研修項目

①独占禁止法及び官製談合防止法上の禁止行為等を行わないこと、②現役の職員がこれらの法令に違反し刑事罰や懲戒処分の対象とならないよう、正当な入札・契約の手續等を除き接触を行わないことに関する講義等

2 地方支分部局等における発注者綱紀保持研修について

地方支分部局等において、本省において実施する研修と同様に実施する。